○４番（福永　啓君）　２点、一般質問いたします。

まず、子ども医療費についてお聞きいたします。現在御船町におきまして一部負担はありますが、小学校６年生まで医療費の無料化が行われています。しかし、御船町の場合、上益城の他町と違い、医療機関窓口でいったん支払い、町の保健センター窓口で申請し受け取るという形になっています。町民の負担を考えた場合、改善の必要があると思いますので、改善の意思、手段、時期等について質問いたします。

続きまして、保健センター２階に設置されております、調理実習室のことについてお聞きいたします。現在この調理実習室は、一般町民の方々に開放されておりません。調理実習室の存在自体、ご存じない町民の方々も多いのではないでしょうか。この施設の有効利用、一般町民への貸し出しについてご質問いたします。

詳細につきましては、質問席より質問いたします。

○町長（山本孝二君）　福永議員の質問にお答えいたします。

まず､子ども医療費､窓口負担廃止への取り組みについてと問うという質問であります。現在、先ほどありましたように償還払いという形を御船町はとっております。窓口払いにできないかという質問でありますが、このことについても、これまでも質問もありましたし、また内部でも検討をしております。ただ現在この状況について、県内の市長村をはじめ、その目的なり手段なりということで、担当課のほうで今調査をしております。先ほどありましたように、サービスと負担の関係ですけれども、サービスをすればその分町からの負担も出るということもありますし、この窓口払いについても経費が伴うということもあります。ですから、現在その調査をして今後できるだけ早めに、そのような形でできないかということで考えております｡詳細につきましては､課長のほうから説明をさせます。

それから、子ども医療費無料化の学年延長についてということで、これもよろしいですか。これについては、私の１期目のマニフェストの中で、就学前を小学校６年生まで上げるということで、小学校３年生までをまず上げまして、小学校６年生までは平成22年度から行っております。ですから改正して、１年８カ月くらい経っているというのが今の現状であります。また、２期目のマニフェストの中にも中学生まで医療費無料化ということで掲げておりまして、現在調査をしております。これにつきましても、先ほどありましたように、サービスと負担の問題で関係がありますので、今調査をしております。大きな柱の

中に「健康いきいき御船町」を掲げています。国民健康保険料をはじめ医療費がかなり膨れ上がってきているということで、国保税も上げなければいけないような状況になってきているのも現実でありますので、そういうところからしまして医療費をいかに引き下げていくのかといったときに、マニフェストの中に、現在項目を出してまして、施策の目標５つの項目を掲げています。トータルでいきますと28項目あります。その項目を一つ一つ出しながら、目標達成のためにどうすればいいのかということを行動計画の中に今落とし込んでいる最中でありますので、そういうものも含めながらやっていきますと、医療費が削減できるということで今やっているところであります。そういう中での子ども医療費ということでありますので、平成24年度に「健康生き生き御船町」の具体的な計画書を24年度からつくるように、今検討しております。それを踏まえまして、この部分的な子ども医療費から全体の医療費の削減、並びに国保関係、福祉関係を含めての健康いきいきの町づくりということで考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○保健衛生課長（藤本健二君）　今町長のほうからも申し上げましたけれども、ちょっと現状のところを説明したいと思います。

現在、ご承知のとおり、医療機関でお金を払いまして、保健センターにおいて領収証を添えて請求するという形になっております。それから、ご存じかと思いますけれども、子ども医療費の助成の対象年齢を平成20年７月から小学校３年生まで、平成22年４月から小学校６年生まで引き上げている状況でございます。まあ、それに伴いまして助成額は、年々増加の傾向にあります。ここ数年、保健センター窓口に医療機関で医療費の支払いが不要な現物給付にしてほしいという保護者からの意見もたくさん聞いているところでございます。そこで、県内での現物給付等を実施している、他市町村のところをご紹介したいと思います。平成23年10月１日現在なんですけれども、県内の45市町村のうちに助成方法としまして、償還払いが13市町村、現物給付が32市町村ございます。中身につきまして申し上げますと、助成対象年齢ということでいきますと、就学前までが５市町村となっております。ちなみに市のほうが多いかと思います。宇城市、荒尾市、南小国町、八代市、人吉市。それから、小学校３年生までが、同じく５市町村ということになっております。それから、小学校６年生までが15市町村。上益城郡内では、山都町と御船町となっている状況です。それから、中学校３年生までということでいきますと、19市町村。上益城郡内では、嘉島

町、益城町、甲佐町が中学校３年生まで拡大しているというところでございます。それから、高校３年生までが１つあります、和水町が高校３年生まで実施しているということです。それから本町でも自己負担のほうを1,000円、一月につきまして小学生以上は、小学校１年生から、６年生まで自己負担を1,000円取っている状況でありますけれども、自己負担を取ってないところが36市町村、それから自己負担を取っているところが９市町村ということになっております。

それから、宇土市につきましては、就学前は県内の受診者に限る。それから、小学生は市内の医療機関のみに限ると、そういったいろいろな各市町村によりまして内容がまちまちでございます。そういうことで、上記のような今の現状も踏まえながらいきますと、現物給付につきましても、中身を検討しながらその方向に持っていかなければならないんじゃないかなとも考えております。また、保護者にとっては、入院や治療用包装具等の場合を除きまして、医療機関を受診した際に窓口に受給者証を提示すれば代金の支払いは不要となるということで、経済的な負担軽減にもつながると。また、共稼ぎ世帯の多い現在でありますので請求書を保健センターに提出する手間が省けるというところで、利点といいますか、サービス向上につながるのではないかと考えております。

また、保健センターとしましても、非常に請求の中身が領収書、それから保険外の診療とか、助成対象外の領収証とかいろいろ混じっておりまして、非常にその辺のところの確認作業が大変であるということであります。調べてみましたんですが、月に大体300件～400件、多いときは500件ほどあるということです。また、締め切り日前になりますと、特に多くなりまして、非常に事務も確認作業が大変だということでございます。

以上、現状のところを説明したところでございます。

○４番（福永　啓君）　詳しいご説明ありがとうございました。まず、子ども医療費の現状、今課長から説明をいただきましたが、この近隣市町村、上益城郡内に限って申し上げますと、嘉島町、益城町、これが中学校３年生までが無料化されております。もちろん、一部負担はございません。そして、山都町ですが、これは事務的には御船町と似たような形です。償還払いです、償還払いで窓口負担なんですが、これは町内の医療機関に限って、窓口負担せんでよかわけですよ。町外の医療機関に関しては、御船町と同じシステムです。ただ、山都町の場合は、医療機関が山都町の町内に充実しておりますので、御船町と違いまして、ほとんどの方が山都町の町内の医療機関を受診されています、ですから現物給付

の要望はほとんどないと、ここではおっしゃっていました。甲佐町に関しましては、これも、御船町と同じような形なんですが、また山都町と同じで、町内の医療機関に限っては現物給付をやっていらっしゃいます。甲佐町の場合なんですが、ここはやはり御船町と状況が似ておりまして、医療機関はそれほど充実しているわけではございません。診療科のない医療科も、小児科の専門医とか、そういうのはいらっしゃらないみたいです。大体１対４から１対３の割合で町外の医療機関を使われる方が多いとお聞きしております。このように見てみますと、実は上益城の中で御船町が実質この子ども医療費に関しての政策に関しては、金額面、その他条件面に関して一番政策が進んでいないとなってしまうんですが、なぜこのような現状なのか、どうお考えなのかお聞かせいただいてよろしいですか。

○保健衛生課長（藤本健二君）　先ほど説明しましたように、平成20年から小学校３年生までに引き上げたと、その後22年４月から６年生まで引き上げたということで、医療費のほうが調べてみましたんですけれども、当初平成15年のときには０歳～６歳までということで対象でやっていました。15年から19年まで、その助成額をいいますと、平成19年が2,685万円、それから平成20年７月から年齢幅を広げましたんですけれども、小学校３年生までですかね。これが、20年、21年ということで、21年の助成額が3,274万円。それから、平成22年から小学校６年生までということで年齢を引き上げているところなんですけれども、その助成費のほうが4,000万円とかかっております。そういう状況で、また現物給付にするとこういう言葉はいけないかもしれませんけれども、多重の受診がありはしないかということで、ますます助成額のほうが上がっていくと懸念しているところでございます。そういうところもありまして、ついでに申し上げますと中学校３年生まで年齢を引き上げますと、医療費のほうが概算ではございますけれども1,400万円ほど上がっていくということで、非常に財政の面から、そして、この先ほど言いました助成の中身について検討していく中で、こういう形になってきたんじゃないかと思います

○４番（福永　啓君）　今おっしゃった事情というのは、これは御船町特有の事情ではないと思うんですね。すべての市町村が、やはり財政は厳しいです、甲佐町とか。しかしそこでもやはり中３まで上げていたりですとか、現物支給にしていたりとかいう市町村はたくさんございます。これは、やっぱり選択の問題だと思うんですね。子ども医療費というのは御船町は衛生費という項目で上げてらっしゃいます。例えば、御船町の衛生費なんですが、21年度、これは予算総額は大体7.2％です。町民１人当たりが２万7,000円の衛生費がかか

っています、これは21年度。22年度は予算総額の5.9％です、昨年度町民１人当たりが約２万8,000円かかっています。じゃあやはり、予算的に財政的に御船と同じような財政状況にあると言われている甲佐町の例を挙げてみますと、平成21年度、これは甲佐町、医療費が中学校３年生まで無料化されています。そして、一部現物負担、一部償還払いとなっています。ここの現状なんですが、21年度は予算総額の8.8％です、使ってありますのが。そして、町民１人当たり衛生費で考えますと４万1,800円です。22年度、予算総額の9.1％に当たる衛生費を使っています。町民１人当たりは４万3,900円。御船より２万円ぐらい違うんですね、町民１人当たりに使う衛生費というのが、このように、どこが大事か、どこをすべきかといって厳しい予算状態でも、そこに振り分けているという状況がこれで見えてくるのではないかなと思います。今後、先ほど塚本議員の質問の中でもございました。子ども医療費に関しましては、児童福祉行政の一環として疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るということが第一目的になってくると思います。しかし、それ以外にも子育て世代を支援することにより、子育て世代の定住化を促進し、ひいては町の活性化につなげていく目標もあると思います。こうしますと、それを考えたときに、これは地域間競争というのも若干生まれてくると思うんです。あそこの町では手厚い子育て政策をしているが､御船町はどう考えても数字を見てみれば一目瞭然のとおり、近隣他町村からはその面では劣っているところなんですね。そうしますと、やはりここは非常に子育て政策がほかのところに比べてやられていないんではないかということを、今後こちらに引っ越してこようと思ってらっしゃる保護者の方々が懸念されると思うんです。ここでぜひ、その懸念を払拭するように子育て対策に関して、今まで以上に予算配分を回していただければと思いますがいかがでしょうか。

○町長（山本孝二君）　私のほうからお答えします。

先ほどからお話ししていますとおり、サービスと負担の問題でありまして、サービスをすればするほど、負担が増えるということで、これは痛し痒しの非常に悩ましいところですけれども、先ほど塚本議員の質問にもありましたように定住化という、やはり住んでみたい町というイメージがかなり大事かなと思います。それからいろんな施策、手段をした場合にそれをいかにＰＲしていくのかということで、郡内では、先ほど塚本議員のときに言いましたように、子育て環境というのは御船町は優れているほうと言われています。これは、今までの民間団体を含めていろんな形で対応され、そしてそれがひとつほかの町に

も影響を及ぼすような形になってきているというのは非常にいいかなと思います。繰り返しになりますが、もともと、私たちがこの御船町で生活するには何が大事かと言ったときに、やはり健康いきいきだと、ぴんぴんころりという話も当然ありますけども、充実した人生を送りましょうと、いずれは死ぬから生きている間は健康で楽しく生きられればいいんじゃないかと。福祉面も今、介護予防関係それから認知症関係、モデル事業もかなり充実されてきておりますので、問題がやはり縦割りの行政だったわけです、今までが。ところが､健康いきいき御船町を掲げた今､少なくとも４つの課が中心となって連携を深めて、何をどうすればいいという具体策を今つくり上げています。それが先ほど言いましたように28項目ですかね、それくらいあります。ですからそれと、今、福永議員がおっしゃるように子育ての医療費関係、これもかかわってきますので、言われるところと私の目標というのは同じでありますので、そこをいつの時点でどういう形でするのかというのを、まあ今、福永議員がおっしゃったいろんなご意見も踏まえて内部で検討して、そして関係機関とも協議しながらやっていこうと。そこには大きな目標がないと、部分的に考えますと、先ほどざっと計算しておりましたけれども、藤本課長が言いました子ども医療費の関係、平成15年が2,013万6,000円､平成22年度が4,000万円とちょうど倍になっているわけですね。このままでいきますとどんどん膨れ上がっていくと､また一千何百万増えるということで、それと医療費削減との関係は何なのかという形になりますので、非常に難しいのですけれども、よその自治体と比べて衛生費が低いという考え方もあるかも知れませんけれども、各町各町のいろいろなハード事業、町づくりもしながらそういうソフト面も充実させるということでありますので、ぜひ、今後において平成24年度からそういう計画書を練り上げていきますので、福永議員のお持ちのいろいろなお知恵もいただきながら、その中にとけ込ませて、そして議会側の意見も入れていただきながら、やっぱり方針を決めた以上は実行すると。そこで、すみません少し長くなっておりますけれど、鷹野和美先生を入れてやっています。これは北海道の本別町、美幌町、それから三重県のいなべ市、医療費をかなり削減しながら充実した町づくりをされていますので、九州で御船町をそのモデルの事業が取れないかということで今模索しています。北海道の本別町と、西日本の御船町という形で売り込みできないかと考えていますので、今おっしゃったいろいろなご意見を踏まえて対応していきたいと思います。

○４番（福永　啓君）　将来的な方向性、それについては私も同意申し上げます。今日、私が

質問した趣旨と申しますのは、近々の課題です。町民の方々が、さっきも課長がおっしゃいましたとおり、いろんな障害が出てきているというのが実際にあるわけなんです。町として医療費を無料化しているとうたっている限り、支給者に対する公平、平等は絶対担保されなければいけないと思います。ただ、今現在の制度ですと、時間に余裕のある家庭の負担に対して、現状の制度だと役場から遠いですとか、もしくは生活のために共働きを強いられている家庭などは、パートを休んで申請しに行かなければいけないとか、過剰な負担を強いられているという現状があるわけです。ですから、町が基礎自治体としてやるために、今ここ困っているところがあるんだったら、今町民のそういう問題を解決しようということをやっていただきたい、ということをお願いしているわけなんですね。それは、先ほど町長がおっしゃいました、財政の関係がある、これをやるのにお金がかかると。ではどれくらいお金がかかるのでしょうか。それを試算、もしこれを窓口負担にした場合、どれぐらい手数料がかかるのかというご試算は今なさっていますか。

○保健衛生課長（藤本健二君）　窓口負担といいますと、現物給付ですね。

そうですね、平成22年度が4,000万円ということなんですけれども、現物給付にいたしますと先ほど言いましたように、多重受診等も発生するんじゃないかということでございますので、1,000万円ほどは上がるんじゃないかなと思います。それにつきましても、先ほど言いましたように中学校３年生まで引き上げますと、ますます上がっていくということでございます。

○４番（福永　啓君）　これはあくまで何の根拠でそのようなことをおっしゃっているのか私もよくわかりません。例えば現物給付をしている他町村の例と、それと現物給付している割合とかをご覧になっていればわかりますが、そこまでは跳ね上がりません。まず、今現物給付にしようとした場合、嘉島町、益城町では国保連合会及び基金に事務を委託して事務手数料を払ってやってらっしゃいます。これは非常に町からすれば楽な方法ですね。そこに、手数料を払うだけで、あとは大体ほとんどやってくれるわけですから。これが嘉島町、益城町がやっています。もし御船町が、嘉島町、益城町と同じように、その国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金、この２社に対して事務手数料を委託した場合、昨年度実績で果たしてどれくらいの事務手数料を払わなければいけないのかという計算はされていますか。

○保健衛生課長（藤本健二君）　はい、お答えします。

平成23年10月現在でいきますと、国保の手数料といいますか国保の件数は522件、手数料は21円。それから社会保険の手数料のほうが、支払基金のほうになりますけれども2,188件、97円ということで、合わせますと10月分につきましては267万8,000円ぐらいになるというところでございます。

以上です。

○４番（福永　啓君）　昨年度21年度の件数が4,353件ですよね、年間で。ごめんなさい、5,292件ですね。5,292件になっていると思うんですが、昨年度が。でよろしいですね。それは１年通しての数でしょうか。

○保健衛生課長（藤本健二君）　はい、１年間の件数でございます。

○４番（福永　啓君）　１年間の件数でしたら、今の計算がちょっと合わないんですけれど、そして私が事前にいただいた資料によりますと、国保加入者が22年度で1,311件となっております。そしてそれから1,311件を引いた分で3,981件、この部分が社会保険診療報酬支払基金に充てるべきお金、というふうになるはずです。それに、これは件数掛ける手数料ですので、社会保険支払基金の場合が、大体薬の場合が調剤が57円です。そして、診療報酬が114円です。ですから、診療報酬のみの場合もありますので、150円程度だと思います。そして、国保のほうが21円なんです、１件当たり、それを掛けると今の金額にはならない、200何万円とかじゃなくて桁が１つ違うと思いますけど。

○保健衛生課長（藤本健二君）　先ほど申し上げましたのは、一月当たりということでございます。

○４番（福永　啓君）　年当たり、これは手数料は医療費には全く関係ございません。件数あたり、１件当たり21円だったり150円だったりするわけです。そうしますと、3,981掛けるの150でしたら60万円くらいですよね。60万円くらいにしかならないんですよ。さっき200万円とおっしゃってましたけど、それが件数として年額とおっしゃいましたので、私の計算では昨年度は60万円とか70万円とかいう計算になってしまうんですね、支払基金による支払額が。そういうことなんですね、結局実は今数字のほうが、これは私のほうがもし計算間違いをしていたのなら後々訂正させていただきたいと思いますが、年間の支払件数、それ掛ける手数料を掛けたところ、昨年度が大体益城と嘉島と同じことをした場合、その基金ですとか団体に支払わなければいけないのが60～70万円という金額になってまいります。そうすると、実は衛生費なんですが、昨年度予算が余っているのが300万円もあるんで

すね、不用額ですが。予算のやり繰りの仕方によっては不用額内で十分対応できるのではないかとも考えられるわけです。そのほかにも、益城町、嘉島町と別の方法をとっていらっしゃる市町村もございます。最初に窓口での負担はあります。３割負担なり２割負担なり、要は医療機関の窓口を負担した後、いちいち役場に申請に行かなくても口座の中にその分を黙っておけば振り込んでおいてくれるという方法があります。実は、これは御船町でも高齢者医療に関しては行われていると思いますが、高齢者の方が高額医療を複数の医療機関で受けられたときは、その部分を高齢者の口座には別に申請とかなしに高齢者の口座に戻しているということがあると思いますが、それはいかがでしょうか。

○町民保険課長（高浜洋一君）　お答えします。

現在行っております。

○４番（福永　啓君）　そうなんですね。実はこれは、高齢者の中では行われていることなんです。一応医療費を払っておいて、余った分は口座が登録してありますので、その中に黙って、いちいち書類とか書かなくても振り込んでもらうと、これをしていただくだけでも町民の人たちはすごく助かると思います。いろんな方法が考えられると思うんですね。あとは熊本市です。熊本市に関しましても、国保連合会ですとか何とか基金とかに頼まずに独自でやってらっしゃいます。それは熊本市の医師会ですとかと協定し、国保連合会で取りまとめをして市に直接医療費請求をしていただけるようになっていると、ここは支給対象人は６万5,000人です。支給件数は80万件、もう全然御船町とは比べ物にならない、それを熊本市は単独でこなしてらっしゃいます。このようにすれば、手数料分は浮いてきます。その分、職員の事務量は大変にはなりますが。このように、サービスを充実する過程で、税金を節約しながら、もしくは十分この予備費でまかなえる金額の中で、今現在すぐにでも町民の若い人たちの負担を減らすことができることができる政策ができるわけなんですよね。ですので、将来的には町長がさっきおっしゃいました、この計画に賛成いたします。喫緊の課題としまして、できることを一つずつやっていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

支払基金のほう、今こちらのほうも調べておりますので、金額的には先ほどのほうが正解かなと、私もさっき計算して思いましたけど。その経費の分と、できることからということで、これについても今調査をしていますので、できるところから早めにやっていきた

いと思います。

○４番（福永　啓君）　これに関しましては、長期的な面だけではなくて、すぐ今やれることだと思います。ですので至急、いろいろな各点から検討していただきたい。まず、手数料に関しまして多分高いことが言われていると思います。実は、社会保険診療報酬基金ここと国保連合会、やっている仕事は全く同じようなことなんですよね。国保に関しては国保連合会。それ以外の社会保険に関しては社会保険診療報酬支払基金が担当していますが、手数料はえらい違うんですね、３倍くらい違うんです。そこのところを、じゃあ御船町の子ども医療費に関してのみ国保連合会のほうで扱ってもらえませんかというような提案をできるかということを、私は国保連合会にお尋ねしたことがあります。それは、「なるほどですね、すぐにはお答えすることはできませんけど、御船町のほうからそういうのがあれば、こちらのほうで検討いたします」という話でした。ですからそうすれば、手数料は何分の１になります。もちろん、そういうふうに過大な事務量をやってもらうときには21円ではなくて倍くらいにするとか、40何円にするとか、そういうのも交渉の内容には入ってくると思いますが、そのようにいろんな、まず独自でやってらっしゃる熊本市、そして国保連合会、そういうところと早急にお話し合いを持っていただいて、そして今できることがあります。そしてしかも予算を使わなくてできることがあります。そしてしかも、これに振り分けられている予算は御船町の場合は、他町村よりも割合的に低いわけです。至急この件については改善を行っていただきたいと思います。

続きまして、保健センター２階の調理実習室のことについてお伺いします。利用状況について少々ご説明をいただけませんか。

○保健衛生課長（藤本健二君）　はい、お答えします。

平成22年度の利用状況ですけれども、外部団体ということで、例えば経済振興課なり、または学校教育なり、それから健康を守る婦人会なりということで、内容につきましては水前寺菜の料理教室とか、学校でありますと学校給食員調理実習とか、健康を守る婦人会の料理教室とか、そういうことで利用回数12回となっております。

それから、保健センターの事業といたしましては、乳幼児健診７カ月健診離乳食づくりということで12回。もぐもぐ教室ということで離乳食関係ですけれども12回。まあ、ふれあい食体験、それから食生活改善推進委員の学習会、子どもクッキングとか、健康づくり地区推進委員の学習会とか、そういうのに利用をしていただいております。

利用回数につきましては、保健センターの事業だけで52回となっている状況でございます。

以上です。

○４番（福永　啓君）　そうしますと、今現在、一般町民の団体の方、例えばＰＴＡの方がちょっと御船の特産物の料理教室をしたいねとか、外国料理の料理教室をしたいねといった場合に、ここの調理室、これは使用できますか。

○保健衛生課長（藤本健二君）　現在のところ、設置条例でも書いてありますけれども、保健センターの設置条例の中を見ますと､｢町民の健康増進及び疾病の予防及び保健衛生の向上に資する」ということで書いておりまして、また町民の健康相談、健康診査、各種予防接種、機能訓練というところで貸し出しをしているところでございまして、ＰＴＡ関係につきましては、今までは貸し出しはしておりませんけれども。

○４番（福永　啓君）　今の条例を見ますと、そういう食育関係ですとか食の向上関係、これについて使いますよとなっていますね。ということは、さっき言ったみたいにＰＡＴでも構いませんし近所の奥様方でも構いません、もちろんお父様方でも構いません、そういう目的で使われるのであれば全く条例に抵触することはないと思いますが、いかが思われますか。

○保健衛生課長（藤本健二君）　そういう際には、中身的な計画書みたいなものも拝見させていただきまして、そこで判断をしていきたいと思います。

それから､どういう利用の仕方になるかわかりませんけれども､昼間とか､また夜とか､土曜、日曜、特に土曜、日曜日になりますと、保健センターには職員がおりませんので、そういう管理の面からいきますと非常にその職員が出なきゃいけないということで、そういうところも検討していかなければならないという状況であります。

○４番（福永　啓君）　また他町の例なんですが、益城町では２カ所くらい、山都町ではやはり町が広いので３～４カ所ぐらい調理教室開けるような場所はございます。調理教室を開けるような場所というのは、皆さんが小中学校の家庭科教室みたいなところですよね。講師がいらして、キッチンが並んでいて。そういうところが、他町村では揃えられているところが多いです。そして甲佐の場合も、実は全く御船と事情が一緒なんですね。保健センターです、条例も一緒です、補助金も同じ種類の補助金です。そういうふうになっておりまして、甲佐の場合は申請で一般町民及び町外の人に貸し出しています。土日及び夜間とい

うのは、そこのときに、土日、夜間でも保健センターの職員がいらっしゃるときがありますよね、そういうときに限って貸し出すと、できるだけ町民の人たちに便宜を図っていこうという貸し出し体制になっております。御船町も、あそこは、あそこしかないんですよ、ほかのところに代替施設が、料理教室を開こうと思っても、町内ではあそこしかありません。実際に条例にも抵触しない、そうなった場合に、あとは課長が「ああ、これは貸してよかたい」と「町民の人たちが食育に関する、何か料理教室ば開こうていうときには貸してよかたい」とおっしゃれば、今実際に貸せるところなんです。ただ、ほかの市町村では、やはり使用料を若干取っていますね。500円ですとか、午前中500円、午後500円、夜1,000円とか、そういうのをある程度の、ぜひ形をつくっていただいて町民の方々にこういう目的に限って、こういう目的の場合は一般町民に貸し出しをしますとおっしゃっていただけば、私いろいろなところでお話をお聞きしたんです、これについては。知らない人のほうが多いですね、あそこにあることを、若い人の中で、逆に言えば。あと、知っている人でも断られたという人もいました。じゃあどこですればいいのかどうか、市内まで出ていかなければいけないとか、そうなっておりますので、これもやはり子育て環境ですとか若い世代の生活環境の充実につながりますので、ここだけではなくて。本来だったら保健センターの中ではなくて、公民館ですとか子育て支援センター、今度幼稚園のところに何かつくられるみたいで、あの中にこういう教室を１つつくるとか、そういうこともやはり考えていくべきだと思います、将来的には。ただ、今現在お金をかけずできること、そして町民の要望に応えることとして、この保健センター２階の調理実習室の開放については、例えば今のお話ですと、今現在でもＰＴＡの方が企画書を出していただければ、検討はするという形でよろしいですか。

○町長（山本孝二君）　すみません、ちょっと確認ですけれども、これどういう目的というか、さっき幾つか言われたと思いますけど、もう１回よろしいですかね。ＰＴＡとか、地域の方とかいう方が、そこをもう１回いいですか。

○４番（福永　啓君）　ここでほかのところでおっしゃったのが、一番困ってらっしゃったのが、そこで鍋の販売とか食材の販売に使われちゃ困るよねみたいな話はおっしゃったんですね。だからそういうのは商売的なものですよね、それにはもう絶対貸す必要はないと思います、町の施設ですから。ただ、食育に関することですとか、地産地消に関すること、食文化の向上に関すること、食文化のそういうことに、一般的にここは料理教室としてや

ってもらっていいじゃないか、と思えることに関しましては、「もういいですよ」と言えば貸せる状態なわけですから、それについては決断をしていただいて、すぐにでも貸していただきたいと。

○町長（山本孝二君）　一応先ほどからお話ししていますとおり、健康いきいき御船町を掲げていますので、テーマを絞って、やっぱり町民の健康増進、予防等、それに踏まえて今までもやっています。ですから、使用料条例がないというのは、そういう目的以外は使用できないということで、条例はなってます。今、ほかにないと言われましたけども、各生活改善センターとか各公民館、分館、そういうところはありますので、遮二無二保健センターを使うということではなくて、ほかにもあるところがあれば、それを活用しながらするという方法もいいんじゃないかと。もう１つは、先ほどの健康いきいき御船町の中で、当然食育というのも大事であって、これも議員の皆さんに配ってあるかと思いますけど、給食問題のときに食育推進計画を立てました。ですから、こういう目的をきちんと持って、そのためにこういう計画をしてこうだという、それで今までやってますので、非常に多くの町民の人が使えるようにというのは、非常にいいと思うんですけど、その辺のところは目的とか具体的なことは慎重にしながらやるというのも大事じゃないかなと思っています。

○４番（福永　啓君）　代替施設はないんですよ。ほかのところはキッチンがあるだけで、教室を開けるような場所ではありません。今、小学校中学校によく調理室がありますよね、真ん中にあって、センターに講師みたいな人がいて背中に白板があると、そうやって調理教室を開くと。ほかのところはキッチンがあるんですね。キッチンだけでは、そうやって調理教室とかいうのは開くことができません、ですから代替施設はまず御船町内の中にはありません。ほかのところにありますのも、もうちょっとこじんまりしたキッチンがあるだけなんですね。ですからこれはぜひ、さっき言ったみたいに町民の方々は、本当に使える施設があるのになぜ使えないんだろうと思ってらっしゃると思うんです。しかも、皆さんはそういう食文化ですとか食育ですとか健康増進の食のために使われると思っているんです。だから、それに関してですので、これはさっき課長とか町長とかもおっしゃいましたが、今現在も閉ざしているわけではないわけですので、これを今度はきちっとした形で使用料を、例えばこれに取るとか、そういうのを定めていただいた上で広く広報とかで今からここをみんなで使いましょうと。これだけしか、年間何分の１しか使われてないんです、今おっしゃったみたいに。この施設が生きておりませんので、ぜひそういうことに関

しては町民の方に広く使っていただきたいなあと思います。

○町長（山本孝二君）　もう１つ関連で、保健センターが、つくるときは当然初めてできましたので非常に広々としていたかなと思いますけど、最近ではかなり手狭になって健診あたりも非常にどうかなということで、機構改革も含めて今ちょっと考えているんですけれども、スペースをやはり確保しなければというのが一つあると思います。まあ、その中でこの保健センターのその部分、そこの使用について内部でもう１回検討して、やっぱり１つの目標を持ってやると。だから具体的に何かというのはさっき課長が言いましたように、具体的に示してもらわないといい悪いというのはできないと思いますので、そういう点を踏まえて、やっぱり目標を絞ってやっていきたいと思います。

○４番（福永　啓君）　目標はさっき言ったみたいに、健康増進ですとかそういうことを書いてくれればいいと思うんです。そして、できるだけ町民の方々に開くという考え方で、実際にこれと同じような補助事業で、同じような条例を持ってやっているところで、健康センターを町民の方に、本当に普通の例えばカルチャーセンターの貸し出しみたいにして、町外、町内問わず貸し出していらっしゃるところはあるわけなんですね。ですから、やっぱりそれを他町村でできてなぜ御船でできないのかというのは、やはり不思議に思うところもありますので、ぜひそれについて検討していただいて、今後町民の人に広く使っていただけるようにしていただきたいと思います。

これで、質問を終わります。